

(サービス利用料の返還)

被採用者が入社後 6 ヶ月未満の期間内において入社辞退や自己都合により退職した場合、または被採用者の責に帰する事由により解雇された場合、紹介者は、求人者に対し、その在職期間に応じた下記割合に準じて、紹介サービス利用料を返還するものとする。但し、被採用者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合にはこの限りではない。

■返還割合

入社後 1 ヶ月未満の場合：本件報酬の 1 0 0 %

入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合：本件報酬の 5 0 %

入社後 3 か月以上 6 ヶ月未満の場合：本件報酬の 2 0 %